

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策 (障害者福祉基本計画)

第1節 計画の基本目標及び基本的視点

第2節 分野別施策

第1節 計画の基本目標及び基本的視点

本計画の基本理念である『やさしさと光の「わ」で「ともに ふれあい わかりあう」まちづくり～共生社会の実現にむけて～』を実現するため、次の3つの基本目標を定めました。

また、この基本目標を実行していくために、光市障害者福祉計画等策定協議会での意見及びアンケート調査の結果を踏まえ、計画推進に向けた5つの基本的視点を定めています。

1 計画推進の基本目標

1 社会参加の促進

障害のある人が社会の一員として、さまざまな社会活動に参加することは、自立に向けた重要な第一歩であることから、以前より、障害のある人の社会参加の支援に取り組んできました。本計画では、さらに障害のある人の社会参加の場を広げ、個性を発揮しながら地域でいきいきと暮らせる社会を目指します。

やさしさと光の「わ」で「ともに ふれあい わかりあう」まちづくり ～共生社会の実現にむけて～

2 主体性・選択性の尊重

「住む場所を決めたい」、「好きな場所に行きたい」、「自分の個性を生かした仕事をしたい」こうした気持ちは、障害の有無にかかわらず、すべての人が同じように思う気持ちです。本計画では、こうした気持ちが、障害があることによって妨げられることがないよう、社会的障壁を除去しながら、自らが主体的に選択・決定できる社会の実現を目指します。

3 地域での支え合い

障害のある人にとって、住み慣れた地域で安心して暮らせることは、とても重要なことであり、そのためには、地域全体で分かり合い、支え合う気持ちが不可欠です。本計画では、障害のある人もない人もお互いを理解し合い、あゆみ寄り、支え合うことで、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

2 施策推進の基本的視点

（1）ライフステージに合わせた生活支援の推進の視点

本市では、第1次光市障害者福祉基本計画に基づき、さまざまなサービスや制度により、ライフステージに応じた生活全般にわたる支援を行っています。アンケート調査では、障害のある人は、共生社会を実現するために、「近隣住民の理解と協力」に続いて、「障害福祉制度の充実」が高い割合となっており、引き続き支援を行っていく必要があることが分かりました。今後も、必要な人に必要な支援がいきわたるよう、計画的かつ総合的に生活支援の充実に努めます。

（2）心のバリアフリーの視点

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上では、事物、制度、慣行、観念といった、いわゆる社会的障壁があると言われていています。アンケート調査では、障害のある人の約4割の人が、障害を理由とした差別等の経験があるとの結果が、また、障害のない人の約半数の人が、障害を理由とする差別や偏見があると思うとの結果がでています。今後は、障害の有無にかかわらず地域でその人らしく生活できるよう、合理的配慮の推進等、障害や障害のある人に対する誤った認識の解消への取組み等により、心のバリアフリーを推進します。

（3）相互理解の視点

共生社会の実現には、障害のない人への一方向への理解だけではなく、障害のある人、障害のない人、双方向の理解が重要です。アンケート調査によると、共生社会の周知度は、障害のある人より障害のない人の方が高く、また、本市における共生社会の周知度は全国を下回っている現状にあります。本市の取組みとして、共生社会の実現に向け、共通の認識のもと、障害のある人、障害のない人がお互いに理解できるような取組みを推進します。

（4）ふれあい・交流活動の充実の視点

本市では、これまでも障害のある人とのふれあい・交流活動を展開しています。アンケート調査によると、障害のある人が身近にいたり、障害のある人とかかわる機会のある人は、共生社会の周知度が高いとの結果が出ており、今後は、障害のある人、障害のない人が、共にふれあう体験や交流活動を充実し、障害のある人の社会参加を促進するとともに、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会の創出に努めます。

（5）ネットワーク強化の視点

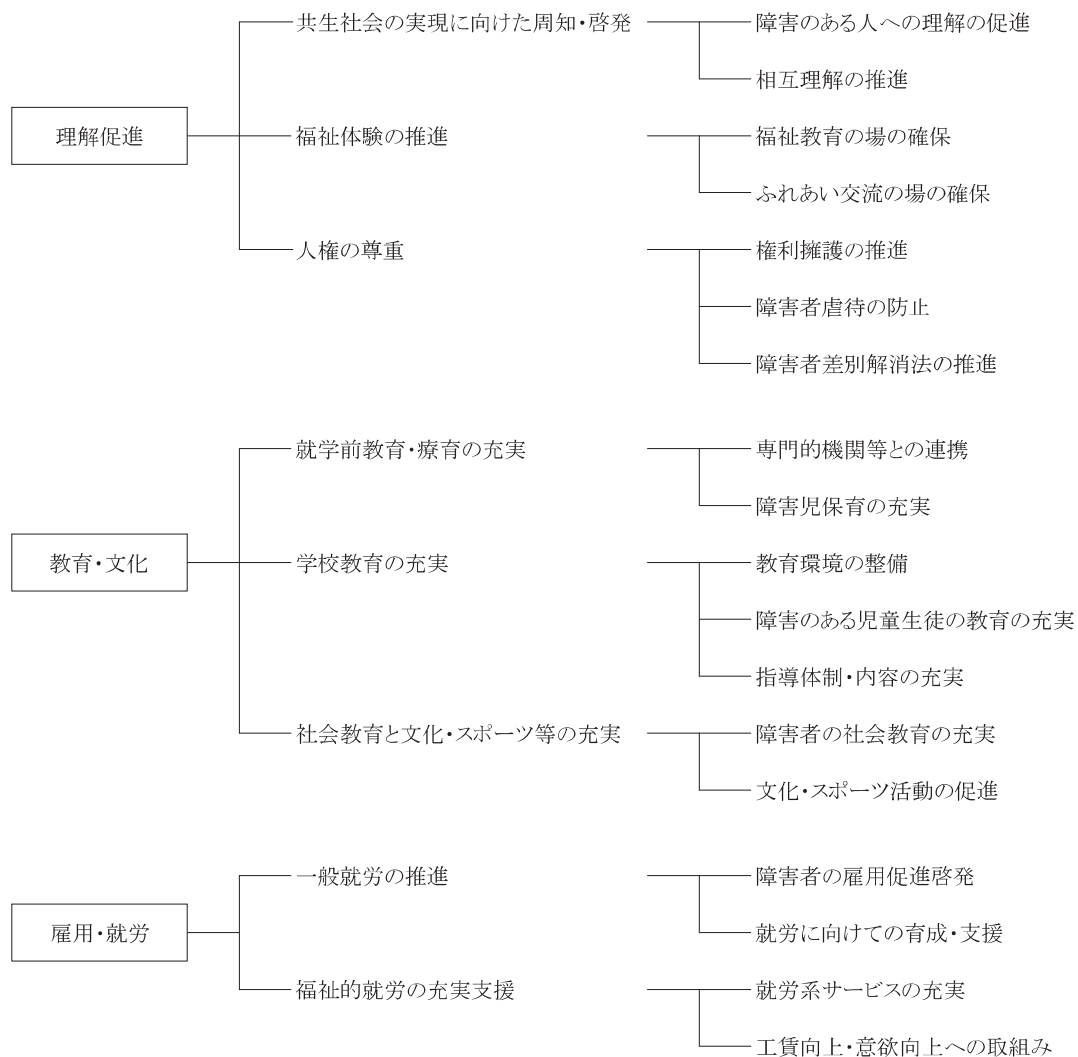
本市においては、障害のある人の地域での生活を支えるため、ネットワークの充実に向けた取り組みを行っています。アンケート調査によると、障害のある人やその介護者は、家族・親せきや友人・知人、医療機関や施設の指導員等の「身近な人」に相談する傾向があることがわかります。今後は、障害のある人にとって「身近な人」との情報共有を強化し、ほかの専門機関と協働することにより、地域において、障害のある人の選択の機会の確保と社会参加を促進し、地域において安心して生活できる仕組みづくりに取り組みます。

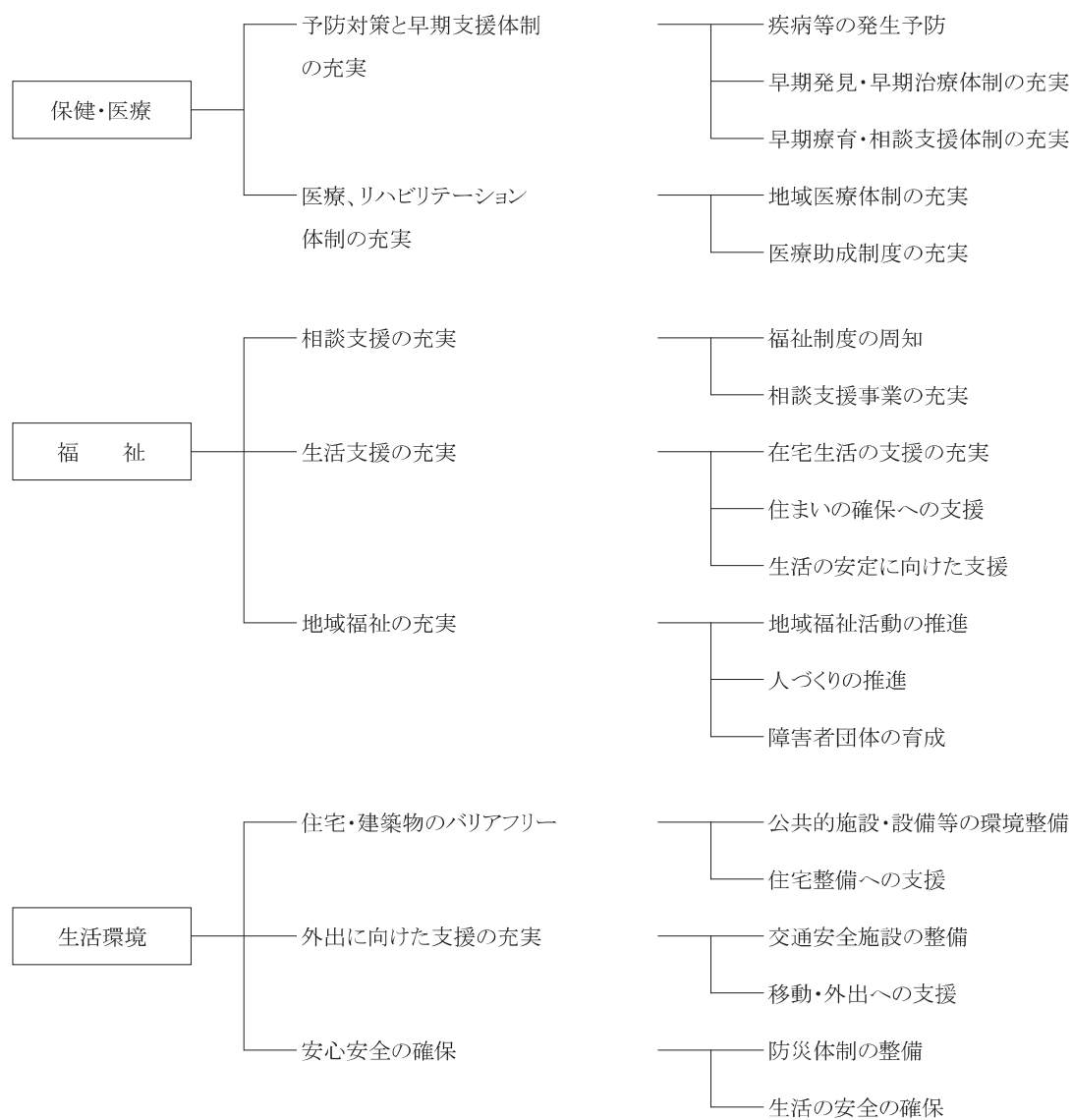
本計画は、5つの基本的視点に基づき、1「理解促進」、2「教育・文化」、3「雇用・就労」、4「保健・医療」、5「福祉」、6「生活環境」の6分野に体系化し、実施すべき施策の展開を図ることとします。

施策の体系

基本理念

やさしさと光の「わ」で「ともに ふれあい わかりあう」まちづくり
～共生社会の実現にむけて～





第2節 分野別施策

1 理解促進

共生社会の実現には、障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域でかけがえのない個人として尊重され、互いに支えあう「心」の醸成が必要です。

このため、障害や障害のある人について、市民一人ひとりが理解と認識を深め、さらに、障害のある人ない人双方が互いに理解し合えるよう周知・啓発に取り組むとともに、多くの人々との交流の機会、ふれあいの場を確保します。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行予定となっており、権利擁護の推進や障害者虐待の防止と合わせ、理解促進に向けた取り組みを行います。

施策の方向性

- (1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発
- (2) 福祉体験の推進
- (3) 人権の尊重

(1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発

<現状と課題>

アンケート調査によると、共生社会の周知度について、障害のある人より障害のない人の方が高く、また、本市における共生社会の周知度は世論調査を上回っているものの、共生社会の意味を知っている人は世論調査を下回っている現状が分かります。本市では、これまでも講演会や市の広報紙等を通じて、共生社会の実現に向けた取り組みを行ってきましたが、今後重点的な取り組みが必要と考えられます。

こうしたことから、まずは障害や障害のある人に対する理解が浸透し、心のバリアフリーが図られるよう、市のホームページをはじめ、市広報や社協だより、各公民館報等を活用した広報活動を展開するとともに、より直接的な効果が期待できる、講演会や各種福祉行事等を活用した啓発活動により、障害のある人と障害のない人双方の参加のもと、共通の認識を持ち、お互いを理解できるような取り組みを行います。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

< 具体的取組み >

ア 障害のある人への理解の促進

事業項目	事業内容
広報紙等による啓発	市広報や社協だより等を活用し、障害者施策に関する情報コーナーなど、必要に応じた最新施策の紹介や福祉情報を提供するとともに、市のホームページなども積極的に活用した啓発活動・情報提供に努めます。
各種講演会や講座、イベント等の活用	市や光市地域自立支援協議会が行う各種講演会等や社会福祉協議会をはじめとする各種団体等で開催される各種講座や市民参加型の出前講座、「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを積極的に活用し、障害や障害のある人について市民一人ひとりの理解と認識を深めます。
「障害者週間」等の有効利用	「障害者週間（毎年12月3日～9日）」や「精神保健福祉普及月間（毎年11月）」、また、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」、「人権週間（毎年12月4日～10日）」、などの機会を利用した広報活動や各種行事の開催などにより、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めます。

イ 相互理解の推進

事業項目	事業内容
講演会等を活用した相互理解の推進	市や光市地域自立支援協議会において以前より開催している「障害者虐待予防講演会」や「発達支援研修会」等において、障害のある人とない人双方を参加対象とすることで、障害者福祉に関する共通の理解を深め、互いにバリア（障壁）を取り除き、尊重し合える社会の土台づくりに努めます。

（２） 福祉体験の推進

< 現状と課題 >

アンケート調査によると、障害のある人が身近にいたり、障害のある人と関わる機会のある人は、共生社会の周知度が高いとの結果が出ており、ふれあい機会を持つことが、障害や障害のある人に対する正しい理解や共生社会に対する認識を深めるための重要な要素となることが分かります。また、学齢期等の若い段階で、ふれあいの機会や福祉について考える機会をもつことが、効果的と考えられます。

こうしたことから、今後は、学齢期の子どもを中心に、大人に対しても、福祉体験の場やふれあい交流の場を確保し、心のバリアフリーや相互理解について考え、理解や認識を深める取組みを推進します。

＜具体的取組み＞

ア 福祉教育の場の確保

事業項目	事業内容
学齢期における福祉体験の充実	障害のある人やその支援員等による障害者福祉に関する講座等を通じ、心のバリアフリーや共生社会について学ぶ機会を創出し、児童生徒が障害や障害のある人に対する理解を深め、互いに助け合い、支え合う心を育むための取組みを推進します。 また、ジュニア福祉員や福祉教育推進協力校、ボランティア協力校制度を推進し、児童生徒の発達段階に応じた主体的な福祉活動の展開を図ります。
社会教育における福祉体験の充実	社会教育の場において、障害や障害のある人に対する社会全体の正しい理解と認識を深めるため、各種学級・講座の開催など、生涯学習の機会の拡充と積極的な啓発・広報活動の推進に努めます。

イ ふれあい交流の場の確保

事業項目	事業内容
相互交流の充実	障害のある人となない人がともに活動し、ふれあい交流できる場として「光市中心障害児者体育大会」や社会福祉協議会が主催する「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを継続的に開催するとともに、全ての市民が参加でき、お互いが協働し合える内容となるよう充実に努めます。 また、レクリエーション活動や文化・スポーツ大会などを通じ、障害のある人となない人の相互交流を促進するとともに、障害の有無に関わらず、全ての市民が交流できるよう施設の有効利用に努めます。
製作を通じたふれあい・交流の推進	障害のある人の立場に立ち、障害のある人に役立つものを考え、製作することで、障害に対する理解促進を図ります。

（３） 人権の尊重

＜現状と課題＞

アンケート調査によると、障害のある人は介護者から日常生活の中で「お金の管理」について支援を受けることが多いとの結果が出ており、今後、介護者の高齢化が進む中、金銭管理が困難になることが想定され、権利擁護に向けた普及・啓発に努める必要があります。また、障害を理由とする差別や偏見を感じる場面についての設問では、障害のある人と障害のない人では、その場面に相違があるとの結果が出ており、今後、障害や障害のある人に対する誤った認識の解消に向けた、周知・広報を図る必要があります。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

障害のある人の人権の尊重については、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行、また、平成28年4月には障害者差別解消法の施行も予定されており、法整備も整うことで、今後は、更なる重点的な取組みが求められます。

< 具体的取組み >

ア 権利擁護の推進

事業項目	事業内容
権利擁護の推進	自らの権利を主張したり行使したりすることが困難な場合でも、本人の権利が擁護され、地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の制度の普及・啓発を図ります。 また、障害のある人が権利擁護に関するさまざまな制度に適切につながるよう、県や相談支援機関等と連携しながら支援体制の充実に努めます。

イ 障害者虐待の防止

事業項目	事業内容
障害者虐待の防止	障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者虐待に関する普及・啓発を行います。 また、虐待通報時の対応体制と合わせ、虐待の原因の一つとも言われる「介護者の介護負担」の軽減についても、個別ニーズに即した支援が総合的に行われるよう、関係機関との連携体制の充実に努めます。

ウ 障害者差別解消法の推進

事業項目	事業内容
障害者差別解消法の推進	住み慣れた地域において安心して暮らしていけるよう、障害や障害のある人に対する誤った認識が解消され、心のバリアフリーが図られるよう、講演会や市広報等を活用し周知を図るとともに、合理的配慮への取組みにも努めます。

2 教育・文化

障害のある子どもが、住みなれた地域で安定した地域生活及び社会生活を送るためには、それぞれの発達段階において、特に、専門的な療育や障害の特性にあった教育を受けることが重要です。そのために、教育、保健、福祉、医療、雇用等の各分野の連携によるきめ細やかな支援体制の構築を行うとともに、地域社会におけるふれあいや交流活動の場の確保を行います。

また、学齢期のみならず、それぞれのライフステージにおける、ニーズに即した学習の機会や文化・スポーツ活動の機会に積極的に参加することは、障害のある人の社会参加を促進するだけでなく、地域社会においてその人らしく生活するうえで重要な役割を担っていることから、学習活動や文化・スポーツ活動への参加の促進を行います。

施策の方向性

- (1) 就学前教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育と文化・スポーツ等の充実

(1) 就学前教育・療育の充実

<現状と課題>

障害のある子どもにとって治療・訓練と同時に保障されなければならないのが教育です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期でもあり、就学前からの教育はとても重要です。

本市では、障害のある幼児の早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関が連携し、年中児発達相談会を実施しています。また、「ことばの教室」や「心身障害児母子通園訓練事業」による早期教育・早期療育の推進を行っています。平成22年度からは光市地域自立支援協議会を中心に、「発達支援指導者研修会（平成26年度からは「発達支援研修会」と名称変更）」を開催し、相談機関や幼稚園・保育所、療育機関との連携を深める取組みを行っています。今後も引き続き、障害のある子ども及びその家族を支える支援者がネットワークを形成しながら、総合的な教育・療育支援体制を推進します。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

< 具体的取組み >

ア 専門的機関等との連携

事業項目	事業内容
専門的療育機関等との連携	年中児発達相談会など、保健、福祉、教育が連携した相談しやすいシステムの再構築並びに専門医や医療機関との連携強化を図り、療育体制の充実を促進します。 また、障害や障害の疑いのある幼児とその保護者を対象に実施している「心身障害児母子通園訓練事業」を引き続き実施し、障害の軽減と成長や発達の促進を図ります。
発達障害者支援センターとの連携	発達障害に関わる相談・療育支援、就労支援、普及啓発を主な業務とする「山口県発達障害者支援センターまっぷ」と連携し、それぞれのニーズに合わせた支援を行います。 また、発達障害に関する理解促進を行うとともに、発達障害に関わる支援者への普及啓発活動も合わせて行います。
ことばの教室との連携	幼児の健全な成長発達を促進するため、ことばの発達に課題をもつ子どもや保護者に対する専門的な指導や支援を行う「ことばの教室」と連携を図ります。

イ 障害児保育の充実

事業項目	事業内容
障害児保育の充実	保護者に対する就学前教育の啓発を行うとともに、幼稚園や保育園での障害のある幼児に対して、きめ細かな教育・保育を確保します。また、幼稚園や保育所での障害のある幼児の受入れを促進するとともに、教育・保育担当者の資質向上のため、研修をより充実します。
障害児通所支援の充実	より専門的な療育や訓練等を行うため、児童発達支援事業等の障害児通所支援事業の充実を図ります。また、幼稚園・保育園、及び相談支援事業者、教育機関と連携しながら一体的な支援を行います。
重度障害児保育の充実	より専門的な療育や訓練を必要とする幼児に対応するため、相談支援体制の充実を図りながら、重度心身障害児の保育の充実を図ります。

（２） 学校教育の充実

< 現状と課題 >

平成19年4月、学校教育法改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が行われ、障害のある児童生徒への支援をさらに充実していくこととなりました。特別支援教育とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活上または学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

本市においても、ほとんどの小・中学校に特別支援学級が設置されており、障害の種別ごとに少人数の学級で一人ひとりの特性に応じた教育を行っています。近隣市町には総合支援学校があり、障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育が行われており、障害が重く通学が困難な児童生徒には、総合支援学校から家庭や施設、医療機関等に教員を派遣して教育を行う、いわゆる訪問教育が行われています。

また、通常の学級に在籍する発達障害やその傾向のある児童生徒をはじめ、特別な教育的支援を要する児童生徒に対しても、障害や特性に配慮した指導内容や指導方法を工夫したり、必要に応じて、市内に設置されている通級指導教室において、生活上または学習上の困難を改善・克服するために特別な指導を行ったりしています。

こうした取組みを強化するために、全校体制による支援の充実や、個別の指導計画、個別の教育支援計画に基づく授業実践と継続的な支援の推進、教職員の専門性の向上等が求められています。

さらには、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮の実践や、交流及び共同学習の推進に努める必要があります。

< 具体的取組み >

ア 教育環境の整備

事業項目	事業内容
学校施設・設備の整備	障害のある児童生徒の受入れのために、校内環境のバリアフリー化の観点から、施設・設備の改善等を進めます。 また、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備や、災害時等への対応に必要な施設・設備の整備・充実に努めます。

イ 障害のある児童生徒の教育の充実

事業項目	事業内容
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒を組織として支える校内の支援体制の構築や、児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた教育内容・方法の工夫に努めます。
総合支援学校における長期家庭療養児に対する訪問教育	長期家庭療養のため、教育を受けることが困難な児童生徒に対して、総合支援学校の教員が家庭または病院を訪問して、教育相談や学習指導等に努めます。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

ウ 指導体制・内容の充実

事業項目	事業内容
教職員の専門性の向上	教職員全体の実践的指導力の向上のため、山口県教育委員会の制度を活用して、教職員の長期・短期の各種研修機会の確保に努めます。
交流及び共同学習の推進	学校教育全体で交流及び共同学習を実現させるため、小・中学校と特別支援学校及び地域で一体となった取組みを積極的に推進します。
進路指導の充実	障害のある生徒の中学校卒業後の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう、教育、福祉、雇用等の関係機関との連携を深め、進路指導の充実を図ります。

（３） 社会教育と文化・スポーツ等の充実

<現状と課題>

障害のある人が、生涯にわたって心豊かに生活していくためには、地域社会において、広く学習の機会が確保されることが必要です。

そのためには、地域における社会教育の充実を図ることが重要であり、各種ボランティア等との連携はもちろん、障害のある人がボランティア活動へ積極的に参加できるような仕組みづくりなど、ともに学び合う学習活動の推進に努める必要があります。

また、障害のある人がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、体力の維持増進や感性と知性の育成に大きな役割を果たすとともに、自立の促進と社会参加を通じた生活の質の向上につながることから、積極的に推進していく必要があります。

<具体的取組み>

ア 障害者の社会教育の充実

事業項目	事業内容
障害者の社会教育の支援	障害のある人の学習活動として、障害の特性に応じた学習内容や学習情報・学習機会の提供や各種ボランティア等と連携を取りながら、地域におけるボランティア活動への参加など社会教育活動を展開していきます。

イ 文化・スポーツ活動の促進

事業項目	事業内容
文化活動の支援	障害のある人が気軽に参加できるよう講座・教室等の充実や、開催日・開催場所等の周知に努め、多様なニーズに応じられるよう、生涯を通じた文化活動や交流活動、学習機会の確保に努めます。 また、障害のある人や障害者団体による文化活動、施設等における創作活動等について、発表の場の確保や展示機会の創出を通じて文化活動の推進に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の確保に努めるとともに、相談、指導のできる人材の養成・確保を推進します。 さらに、障害のある人が障害の程度、状況に応じて無理なく参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会への出場に対する奨励に努めます。

3 雇用・就労

障害のある人が、その適性に応じて就労することは、選択の機会の確保や経済的な自立、社会貢献や社会参加の観点からとても重要なものです。

このため、ひとりでも多くの障害のある人が本人の適性に応じた一般就労につながるよう、関係機関との連携に基づき、本人のスキルアップや企業・事業者とのマッチングの支援強化に取り組むとともに、企業や事業所に、障害者雇用について理解・協力を求めています。

また、安定した就労の継続に向け、各関係機関が行う支援策を活用し、企業・事業所と障害のある人双方のフォローを行います。

さらに、一般就労が困難な障害のある人に対しては、相談支援による連携のもと、就労系サービス事業等のいわゆる福祉的就労に適切につなげ、生産活動等の場の確保と継続的な通所の支援や工賃向上、能力向上の取組みに努めます。

施策の方向性

- (1) 一般就労の推進
- (2) 福祉的就労の充実支援

(1) 一般就労の推進

<現状と課題>

障害のある人に対する雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、公共職業安定所や事業所との連携による就労相談等の実施や事業主に対する助成など、さまざまな施策が実施されているところですが、平成25年4月には、障害者雇用促進法が一部改正され、民間企業の法定雇用率が1.8%から2.0%へと改定、さらに、平成28年4月には、雇用の分野における障害者への差別の禁止と、職場でのさまざまな障壁を改善するための措置（合理的措置の提供義務）が予定されるとともに、平成30年4月には、法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障害者が追加されることが予定されており、障害のある人の雇用に向けた法制度の充実が図られています。

こうした法制度の変革を背景に、産業別では、一部で法定雇用率を下回っているものの、平成26年6月時での全産業の平均雇用率は、山口県が2.46%と全国で最も高いものとなっています。

こうした中、アンケート調査によると、障害のある人は、就労支援として、職場の上司や同僚等の障害理解や職場としての障害理解を求めているとの結果が出ており、理解促進に対する取組みが求められていることが分かります。

また、障害のある人自身が職業能力の開発に取り組み、仕事への適応能力を高めていくことは、雇用環境の整備や理解促進と並んで大切なことです。アンケート調査においても、障害のある人の就労希望者のうち、職業訓練を受けたいと感じている人も多くおり、取組みの必要性が伺えることから、山口県の産業技術学校や民間の能力開発施設、障害者職業センター等の実施機関やコーディネイト役となる障がい者就業・生活支援センター等の活用により、総合的に障害のある人の能力開発に努める必要があります。

< 具体的取組み >

ア 障害者の雇用促進啓発

事業項目	事業内容
障害者雇用促進啓発活動の充実	障害のある人に対する理解と雇用拡大を図るため、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」の活用と関係機関との連携のもと、障害者雇用に関する各種支援制度の周知と雇用拡大に関する積極的な啓発活動を推進します。
事業所の雇用促進	障害のある人の雇用ニーズに対応し、障害者雇用促進法に基づく各種制度やジョブコーチ支援事業をはじめとする各種助成制度の普及啓発等により、障害者に対する理解と雇用の促進に努めます。 また、新たに法定雇用率の対象に予定されている精神障害者の雇用促進に向けた啓発に努めていきます。
関係機関との連携	就労に関するさまざまな相談や企業とのマッチング、職場への定着支援等、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、継続して支援を行います。

イ 就労に向けての育成・支援

事業項目	事業内容
情報提供の充実	障害者職業センターや公共職業安定所と連携しながら、障害のある人のための職業訓練機関等に関する情報や職業相談などの情報提供の充実に努めます。
技術習得への機会の提供	各関係機関との連携のもと、適切なコーディネイトにより適切な実施機関につなげ、障害のある人のための職業訓練等による、職業能力の開発・育成を推進します。
職場実習の推進	自分に合う仕事や能力の発見、また、企業の障害者雇用への理解促進につながる機会として効果の大きい「職場実習」を有効活用するため、光市地域自立支援協議会との連携による職場実習先の開拓や、職場実習等にかかる交通費等の助成等に取り組み、一般就労への足がかりを支援します。

（２） 福祉的就労の充実支援

＜現状と課題＞

一般企業での就業が困難な障害のある人に対しては、自立した生活が送れるよう、就労系サービス事業所での支援、いわゆる福祉的就労が必要となります。

就労系サービスを利用し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援、就職活動に関する支援、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供等、個々人のニーズに合わせた支援を行うことにより、地域における就労支援の充実に努めています。重度の障害のある人にとっても、就労の機会を得て、社会の一員として経済活動に参加できることは大きな喜びとなります。

こうした中、平成25年4月には、就労系サービス事業所で就労している障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達や推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されました。これに伴い、本市では障害者就労施設等からの物品の調達方針を策定し、工賃向上に向けた取組みを行っています。

また、福祉的就労の場としての就労系サービス事業所等については、障害のある人の一般就労に向けたスキルアップの側面もあることから、各関係機関との連携のもと、一体となった支援のための体制づくりが必要となります。

＜具体的取組み＞

ア 就労系サービスの充実

事業項目	事業内容
就労系サービス事業の利用促進 ・就労継続支援 ・就労移行支援	一般就労が困難な障害のある人の日中活動や生産活動の場として重要な役割を果たす就労系サービス事業の利用促進を図るため、就労系サービス事業所や関係機関と連携し、適切なサービスにつながるよう支援に取り組みます。 また、就労系サービス事業を通じ、就労に対する意欲や能力の向上がみられた場合は、関係機関との連携のもと、一般就労につなぐための支援に取り組みます。

イ 工賃向上・意欲向上への取組み

事業項目	事業内容
障害者優先調達法の推進	障害者就労施設等からの物品の調達方針に基づき、物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に行うことを推進します。また、推進にあたっては、光市地域自立支援協議会との連携により作成した、就労系サービス事業所のPRシート等を活用するとともに、山口県の工賃向上に向けた取組みと合わせて発受注の拡大に努めます。
工賃の確保と意欲の向上	福祉的就労により得た賃金を確保し、通所意欲の維持・向上を図るため、通所にかかる経費の一部を助成します。

4 保健・医療

障害福祉施策において、障害の原因となる疾病等の発生予防をはじめ、早期発見・早期治療、適切なリハビリテーション、そして障害のある人の心身の健康の保持増進は重要な課題であり、保健・医療の果たす役割は大きなものとなっています。

このため、関係機関が連携して母子保健から高齢者保健に至る生涯を通じた健康づくりを目標に、障害の発生予防、早期発見、早期治療対策を充実させていくと同時に、障害のある人がそれぞれのライフステージに応じて、適切な保健・医療サービスを受けることができる一貫した体制づくりに取り組みます。

また、障害があっても、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送れるよう、リハビリテーションの円滑な提供に向け、地域における支援体制の構築に努めます。

さらに、健康の保持増進に心の健康は欠かせないことから、ストレスの緩和を図りつつ、適切な医療につなげるとともに、精神保健福祉に関する相談、社会復帰、社会参加の促進を図るための対策の充実、家族への支援等を推進します。

施策の方向性

- (1) 予防対策と早期支援体制の充実
- (2) 医療、リハビリテーション体制の充実

(1) 予防対策と早期支援体制の充実

<現状と課題>

障害の原因には、妊娠出産期における異常などの先天性障害と、生活習慣病などの疾病によるものや、事故の後遺症等による後天性障害があります。

妊娠、出産、育児への一貫した母子保健対策の推進と、生活習慣病の予防を図るための各種成人保健対策の推進を行い予防に向けた取組みを行っています。

また、光市健康増進計画「光すこやか21」のもと、市民誰もが、健康でいきいきと暮らせるため、『光る笑顔 元気いっぱい 和気あいあい』を健康づくりの基本目標に掲げ、健康づくりの源となる「食事」・「心の健康」・「運動」に関する健康づくりに力を入れ、健康づくりの主役である市民とともに取り組んでいます。

さらに、交通事故や労働災害による障害発生为防止のため、交通安全思想の普及を図るとともに、職域保健との連携による健康増進や労災防止、普及啓発に努める必要があります。

一方で、障害を早期に発見し適切な治療・療育を行うことは、障害の重度化を防ぐ効果が大きいと言われています。

現在、母子保健対策としては、発達の節目をとらえた各種健康診査を実施しています。この乳幼児健康診査等で疾病や発達の遅れが疑われる場合には精密検査を行い、その結果に基づいて医療機関や関係機関との連携を図りながら、早期治療・早期療育へと移行できる体制を整備しています。障害の早期発見という観点から、これらの乳幼児健康診査の充実が効果的であり、今後、受診率向上に向けた取組みや、関係機関との連携をより一層深め、事後指導の充実を図っていく必要があります。

また、早期療育として、1歳6か月児健康診査後の要支援者を対象に「発達支援学級（のびのび教室）」を実施しているほか、社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園（児童発達支援センター鼓ヶ浦つばさ園）への委託による「心身障害児母子通園訓練事業」を実施しています。その他、周南健康福祉センターの行う「めばえ学級」、学校教育の行う「ことばの教室」、就学を一年後に控えた年中時とその保護者に対し「年中児発達相談事業」等があり、幼児・児童の発達の状態や個々の状態に合わせて適切な早期療育が受けられるよう、相談指導体制の充実に努めています。

自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等、従来の施策では十分に対応されていなかった発達障害に関しても、発達障害者支援法の施行により発達障害児への早期対応、適切な療育支援が義務付けられました。

今後さらに、療育の必要な子どもに対する早期支援に努めるとともに、その保護者に対しても子育てに関わる福祉部局内の関係課をはじめ、相談専門機関等による相談支援体制の充実など、多面的な支援ができるよう医療・保健・福祉・教育・職域等の担当部局が緊密な連携を図り、一貫した支援体制整備を図る必要があります。

成人保健対策としては、障害の原因となる生活習慣病などの疾病予防、早期発見・早期治療を図るため、特定検診や各種がん検診を実施しています。また、健診の結果、必要と認められる人には事後指導を行い、各種健康教育や健康相談を実施しているほか、早期治療への援助を行うことにより効果的な事業の連携を図っています。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

< 具体的取組み >

ア 疾病等の発生予防

事業項目	事業内容
母子保健対策の充実	健康な妊娠・出産を目指して、妊娠の届出をされた方に母子健康手帳を交付しています。さらに妊娠届、妊婦健康診査等により、ハイリスク因子を把握し、その管理・指導、医療機関との連携を図ります。 また、妊娠・出産・育児の正しい知識の普及と不安の解消を図るため、マタニティ相談、母親教室、家族教室、訪問指導、育児相談、育児学級の充実に努めます。さらに、育児相談等で把握した発達の遅れ等、指導を必要とする乳幼児については、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して継続的な指導を行い、乳幼児の健やかな心身の発達支援に努めます。 そして、育児相談、育児学級等を通して、乳幼児期の不慮の事故予防の啓発に努めます。
成人保健対策の充実	40歳以上を対象に生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、医療保険者による「特定検診・特定保健指導」を実施しています。各種健康診査を実施し、受診率の向上に努めるとともに、受診後の適切な事後指導の実施により、疾病の発生予防及び重症化の予防に努めます。また、各種がん検診を実施し、受診率向上に努めるとともに、精密検査を要する人が確実に受診されるよう指導を充実していきます。 また、市民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組めるよう、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導の充実に努めます。さらに、食を通したふれあいや、気軽に簡単に取り組める運動の推進など、健康教育を土台として、地域・関係団体・学校・職域・行政が一体となって取り組む体制の整備を図ります。
交通安全思想の普及	警察署等関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、正しい交通ルールの実践等を呼びかける広報活動や交通安全対策を推進し、歩行者、障害のある人などが安心できる交通環境の実現に努めます。
労働の健康増進	労働者の健康の保持増進、労働災害の予防に関する啓発等について、職域保健と連携を図ります。

イ 早期発見・早期治療体制の充実

事業項目	事業内容
乳幼児健康診査の充実	1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し受診率の向上に努めます。要精密検査の乳幼児に対する事後指導の充実に努めます。 また、未受診者や要観察者に対しては、訪問指導を実施し、事後支援や母親の育児に対する不安の解消を図ります。
成人各種健康診査の充実	医療保険者による特定検診や各種がん検診等を実施し、受診率の向上に努めます。 また、医療が必要なケースに対する適切な早期治療や自己管理が継続してできるよう、事後指導等の支援体制の充実に努めます。

ウ 早期療育・相談支援体制の充実

事業項目	事業内容
発達支援学級（のびのび教室）の充実	1歳6か月児健診での精神発達の遅れが疑われる幼児に対する支援を行うため、のびのび教室を開催し、関係機関と連携を取りながら、健やかな心身の発達支援と早期療育の推進体制の整備に努めます。
心身障害児母子通園訓練事業（げんき教室）の充実	心身に障害のある4歳未満の幼児が保護者とともに通園し、集団の中で機能感覚訓練及び生活指導を行い、幼児の健全育成を図ります。
発達支援相談（のびのび相談）の充実	幼児健診、発達支援学級、育児相談、保育園・幼稚園等にて言語の発達や情緒面、遊び方や行動、親子関係において気になる親子に対し、臨床心理士による相談を実施します。心身の発達支援や育児支援の助言を行い、関係機関と連携を取りながら、健やかな心身の発達支援と早期療育の推進体制の整備に努めます。
相談・指導体制の充実	健康増進課における育児相談や訪問指導、障害者総合相談事業における相談等、相談・指導体制の充実に努めます。さらに、心身に障害の疑いがある乳幼児の早期発見と早期療育を目的とする年中児発達相談会の充実に努め、個々の障害の状況に応じた療育が継続されるよう、療育・教育・医療等、関係機関との連携の強化、及びフォロー体制の充実に努めます。
年中児（5歳児）発達相談事業の充実	就学を一年後に控えた年中児とその保護者に対し、発達専門医師、地域コーディネーター、臨床心理士、就学担当者、保健師等が相談に応じ、子どもの発達状況の確認や親子のかかわり等の支援に努めます。相談後は、関係機関と連携を図りながら、健やかな心身の発達と早期療育の推進体制の充実に努めます。

（２） 医療、リハビリテーション体制の充実

＜現状と課題＞

障害のある人に対する医療やリハビリテーションの充実は、病気の治療だけにとどまらず、障害の軽減を図り、障害のある人の社会的自立を促進するためには不可欠なものです。また、二次障害の発生予防に対応するためにも、職域、学校を含んだ保健・医療・福祉の連携を強化し、障害のある人の健康管理や医療の充実に努める必要があります。

また、障害のある人が安心して治療を受けるためには、医療費の負担軽減が求められます。医療費の公費負担制度としては、自立支援医療の給付、特定疾病に対する公費負担制度、重度心身障害者医療費助成制度などがあり、その啓発活動に努める必要があります。

＜具体的取組み＞

ア 地域医療体制の充実

事業項目	事業内容
歯科健診等の充実 （ふれあい歯科健診・歯科相談）	障害のある人を対象に、歯科医師による歯科健診および歯科衛生士による歯みがき指導・歯科相談を実施し、歯の健康管理に努めます。
リハビリテーション体制の整備	障害のある人のニーズに応じた適切な機能回復、維持訓練を受けることができるよう、健康福祉センターや健康増進課、医療機関、職域等と連携して、リハビリテーション体制の充実を図るとともに、自助組織への支援やボランティアの育成に努めます。

イ 医療助成制度の充実

事業項目	事業内容
自立支援医療の給付	18歳以上の身体障害者に対する障害の軽減、改善を図るための「更生医療」や、外来または比較的短期の入院治療によってその機能の回復が期待される18歳未満の身体障害者の障害の早期治療を行うための「育成医療」、精神科デイケアや訪問看護等を含めた精神通院医療の充実を促進するための「精神通院医療」等の給付を行います。
特定疾患治療研究事業の活用	難病のうち指定難病の医療費が公費負担される制度の活用を促進します。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、各種健康保険で治療を受けた場合の自己負担金の助成を行います。
療養介護医療・肢体不自由児通所医療の給付	療養介護対象者および肢体不自由児のうち医療型児童発達支援に通所する人に対する、経済的負担の軽減を図るため、国の規定に従い、医療費の給付を行います。

5 福祉

核家族化や少子・高齢化、また、ライフスタイルの多様化が進展する中、障害のある人が、自己選択・自己決定のもと、地域において安心して生活し社会参加するには、さまざまな福祉制度やサービスの充実と、それらが必要な人に必要な量がいきわたるよう支援する仕組づくりと環境の整備が必要となります。

こうした状況に対応するため、国や県との役割分担に基づき、さまざまな福祉制度やサービスの充実と努めるとともに、相談支援を中心とした各関係機関の連携体制を強化し、個々人の状況に合った制度やサービスの組合せにより、きめ細やかな支援が提供できる体制の整備に努めます。

また、障害のある人の福祉ニーズの多様化に対応し、質の高い専門的福祉サービスを提供するために、その担い手である人材の養成・確保や資質の向上を図るとともに、専門機関へのつなぎ役として、地域における「身近な相談役」の育成に取り組み、社会全体で支える仕組づくりに努めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 地域福祉の充実

(1) 相談支援の充実

<現状と課題>

措置制度から契約制度への移行に伴い、障害のある人の自己選択・自己決定を支えるため、関係機関の連携や相談支援体制の整備が重要となります。

以前から、総合的にサービスの提供ができる体制づくりやケアマネジメント体制の構築が求められていましたが、平成24年4月に、障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによるきめ細やかなサービス提供を図るため、相談支援事業（計画相談支援・障害児相談支援）が創設されました。

アンケート調査によると、障害のある人及び主たる介護者は、家族や友人・知人、医療機関の関係者や障害福祉サービス事業所等の身近な人に相談する傾向が伺えます。

今後は、福祉制度の周知にあたり、障害のある人やその家族だけではなく、相談

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

先と想定される医療機関や障害福祉サービス事業所等へも情報提供を行い、協働・連携が図れる体制の整備が求められます。

以上のことから、自らが希望する地域で自分らしく生活できるよう、そして、障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な支援が行われるよう、広域的・専門的な相談支援体制の充実が求められています。

< 具体的取組み >

ア 福祉制度の周知

事業項目	事業内容
情報提供・広報	障害のある人の選択の機会が確保されるよう、各専門機関はもとより、主な相談先と想定される医療機関や通所施設、民生委員児童委員協議会等の地域における相談役に対し、障害福祉制度の周知・広報を充実します。その際、光市地域自立支援協議会との協働により作成した「障害者サービス情報ガイド」等を活用します。
関係機関との協働・連携	障害のある人が必要なサービスを自らが希望する地域で適切に利用できるよう、地域の相談役から各専門機関が連携を図り、相談からサービス提供まで一貫した支援や必要に応じたサービスのケアマネジメントができる体制の構築に努めます。

イ 相談支援事業の充実

事業項目	事業内容
総合相談支援事業の充実	障害のある人の生活全般にわたる相談に応じ、適切な制度やサービスに結びつくよう、障害者総合相談支援事業の充実を図ります。
計画相談支援事業の充実	障害のある人が必要なサービスを地域で適切に利用できるよう、ケアマネジメント手法によるきめ細やかなサービスプランを作成し、相談からサービスの提供まで一貫した支援が提供できる体制の構築に努めます。
地域相談支援事業の充実	地域での生活を希望する障害のある人に対し、施設や精神科病院から地域への移行や、その後の地域での安定した生活が継続できるよう、相談支援事業者や関係機関の連携を促進します。
居宅介護支援事業所との連携	介護保険制度で保険給付の対象となった場合でも、障害特性により障害福祉サービスを利用できる場合があります。介護保険制度における介護支援専門員を中心として、総合的な福祉サービスの提供が実施されるよう、また、多面的で効果的なサービスを受けられるよう、連携を図ります。

（２） 生活支援の充実

＜現状と課題＞

障害のある人が、地域において自ら選択する機会が確保されるよう、障害福祉サービスの細分化が図られ、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付事業や地域生活支援事業等、障害のある人の生活を支えるサービスの普及・定着が進んでいます。また、生活の安定を図るため、生活保障の充実や割引制度の充実等さまざまな制度が整備されています。

こうした中、ライフステージに合わせ個々のニーズに対応した、きめ細やかな支援を行うため、ケアマネジメント手法を用いた相談支援事業の充実が図られ、計画的かつ総合的な支援が行われています。

今後も引き続き、障害のある人の生活支援が計画的かつ総合的に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、制度の充実と継続した支援を行います。

＜具体的取組み＞

ア 在宅生活の支援の充実

事業項目	事業内容
訪問系サービス事業の利用促進 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護	障害のある人の、多様なニーズとライフステージに応じた在宅生活を支援するため、家事や身体介護、外出等の支援を行う訪問系サービス事業の利用促進を図ります。利用にあたっては、相談支援事業等との連携のもと、適切な支給量の提供に努めます。
日中活動系サービス事業の利用促進 ・生活介護 ・自立訓練 ・短期入所	障害のある人の生活能力の維持・向上や、創作的活動・生産的活動の機会を確保するなど、在宅生活を支える重要な拠点となる日中活動系サービス事業の利用促進を図るとともに、相談支援事業等と連携を図り、モニタリング等による適切な利用の促進に努めます。
障害児通所支援事業等の利用促進 ・放課後等デイサービス ・児童発達支援	障害のある子どもが早期から適切な療育・支援が受けられるよう、相談支援事業者や教育機関等と連携を図りながら、障害児通所支援の利用促進を図ります。また、より身近な地域において支援が受けられるよう、放課後児童クラブ（サンホーム）や教育機関等と連携を図ります。
日中一時支援事業の充実	知的障害者（児）を日中に事業所で一時的に預かり、家族の介護負担を軽減するとともに、知的障害者（児）が社会に適應するための訓練を行います。
地域活動支援センターの充実	障害のある人の日々の生活の相談や憩いの場、創作活動等の場として、地域活動支援センターの整備・充実を図ります。
補装具交付（修理）事業の利用促進	義手や義肢、車いすや補聴器等、障害のある人の機能を補うための補装具について、医療機関や補装具取扱い業者等との連携のもと、適切な補装具の交付（修理）に努めるとともに、事業の周知により、利用の促進を図ります。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

日常生活用具の給付事業の利用促進	在宅の重度の障害がある人や小児慢性特定疾病児童に対し、生活用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴補助用具、排泄管理支援用具等）を給付し、円滑な日常生活のための支援と自立生活の促進を図ります。
外出支援に関するサービスの充実	充実した地域生活が送れるよう、ヘルパーによる移動支援事業により外出の機会の確保に努めるとともに、自動車改造費助成制度や運転免許取得助成制度、交通機関の割引制度等の周知に努め、利用の促進を図ります。
手話・要約筆記奉仕員等の派遣	聴覚障害者等の社会参加の支援を行うため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣を行うとともに、手話奉仕員の人材の育成に努めます。
生活支援サービスの充実	障害のある人の日常生活の利便性の向上と介護家族の負担軽減を目的として、配食サービスや訪問理美容等の周知と充実を図ります。
障害児者家族支援の充実	24時間体制で障害児（者）を一時的に預かるレスパイトサービス等について、NPO法人等と連携を図りながら、介護家族の負担軽減に努めます。

イ 住まいの確保への支援

事業項目	事業内容
共同生活援助事業の利用促進	障害のある人の地域での自立生活を支援するための有効な手段として、相談支援事業による適切な支援に基づき、共同生活援助事業（グループホーム）の利用促進を図ります。
施設入所支援の適切な利用	地域移行の推進が求められる中、ライフスタイルの多様化等による家庭内の介護力の低下等により、施設入所へのニーズも高いことから、相談支援事業との連携のもと、適切な利用に努めます。

ウ 生活の安定に向けた支援

事業項目	事業内容
年金・手当制度等の周知	障害年金・各種手当などにより所得保障が図られるよう、制度の周知を行います。
貸付・割引制度等の周知	社会福祉協議会が実施している貸付制度や各種税金等の控除や減免、各種公共料金等の割引制度の周知を図り、生活安定に向けた取組みを行います。

（３） 地域福祉の充実

＜現状と課題＞

障害のある人が住みなれた地域で生活しながら、社会参加をするには、地域の人々との相互理解に基づく支援が重要な要素となります。アンケート調査においても、身近に障害のある人がいる場合、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあるとの結果が出ており、今後は、障害のある人とのかかわる機会の創出によるボランティア精神の醸成と、社会福祉協議会との連携によるボランティア等の人材育成により、相互理解の土台づくりに努める必要があります。

また、こうした土台づくりをさらに推し進め、支援に結び付けるには、関係機関や団体等との有機的連携が必要となり、地域の福祉活動を支える大きな力となっている、民生委員児童委員協議会等との連携強化が不可欠となります。

一方、障害者団体の活動は、障害のある人相互間の交流や障害のない人との交流や各種相談、情報の伝達等、障害のある人の社会参加を促進するうえで大きな役割を果たしており、今後ともその自主的活動を支援していく必要があります。

また、近年、障害のある人同士や介護者同士が相互支援を行う、ピアカウンセリングやピアサポートの役割も重視されていることから、障害のある人が支援の受け手としてだけでなく、自らが支援の担い手として積極的に社会に参画し、自立が図れるよう活動を支援していく必要があります。

＜具体的取組み＞

ア 地域福祉活動の推進

事業項目	事業内容
地域福祉活動計画等の推進	障害のある人が住みなれた地域で、地域の人々と交流しながら、生きがいをもって暮らせる地域社会をつくるため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉委員等との連携のもと、光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画に基づく事業を推進します。
ボランティアグループの支援	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの育成・強化を図ります。また、手話や点訳・朗読等ボランティア技術や知識の修得など、ボランティアグループの自主的な学習活動を推進します。
ボランティアネットワークの強化	社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等との有機的連携のもと、ボランティア活動がより活発に行われるよう、ボランティアセンターの仲介機能や、グループ同士の交流の推進に努めます。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

イ 人づくりの推進

事業項目	事業内容
福祉人材の育成	福祉関係従事者の確保を図るため、山口県ひとづくり財団等の関係機関と連携を図り、各種研修会や講習会の周知に努めます。
研修事業の実施	障害者福祉施策に係る人々の資質の向上を図るため、光市地域自立支援協議会や地域ケア会議などを活用し、障害や障害者福祉についての研修の実施や、福祉関係研修会への参加等、職場研修の充実に努め、福祉従事者の資質の向上を図ります。
身近な相談役の育成	障害のある人とのふれあいや研修会等を通じ、ボランティア精神の醸成を図り、各種専門機関へのつなぎ役としての、地域における「身近な相談役」を育成し、地域社会の中で、障害のある人を早期に適切な支援に結びつける仕組みづくりに努めます。

ウ 障害者団体の育成

事業項目	事業内容
障害者関係団体の支援	障害者関係団体が行う、障害のある人の社会参加や相互支援への取組みがスムーズに行えるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、活動の支援を行います。

6 生活環境

「目的地に障害者用トイレが無くて困った」、「せっかく来たのに段差があって入れない」等の物理的バリア（障壁）や「点字ブロック上に自転車があって、先に進めない」等の心のバリア（障壁）は、障害のある人の社会参加の促進や、ひいては共生社会の実現を阻害する大きな要因になるものです。

こうしたことから、ユニバーサルデザインやバリアフリーの重要性が広く認識されるよう、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」や、山口県の「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく、物理的バリアの除去と周知啓発や情報提供等による心のバリアの除去に取り組みます。

また、一般的に、社会生活において、障害のある人は障害のない人と比べて災害弱者や犯罪の被害者となる可能性が高いと考えられています。

こうした状況を緩和するため、災害時に避難や避難所生活等が円滑に行われるよう支援体制を確立するとともに、行政や地域住民が一体となって防犯・防災対策に取り組んでいきます。

施策の方向性

- (1) 住宅・建築物のバリアフリー
- (2) 外出に向けた支援の充実
- (3) 安心安全の確保

(1) 住宅・建築物のバリアフリー

<現状と課題>

障害の有無にかかわらず、すべての人が地域で安心して生活するためには、あらゆる社会的障壁が取り除かれた環境が必要であり、とりわけ生活の拠点となる住環境の整備や外出先の公共的施設の整備改善が重要となります。

公共的施設の整備改善としては、これまで市と民間事業者が一体となって、市役所、公民館や学校、病院などの公共的施設についてスロープの設置やトイレの改善などバリアフリーに努めてきましたが、今後もより多くの施設について障害のある人の障害程度等を考慮した整備が求められます。

また、住環境の整備については、障害のある人の在宅生活を支援するため、住

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

宅改造に対する支援施策として重度障害者等住宅改修費支給事業や社会福祉協議会が実施している、生活福祉資金貸付制度等、今後とも事業内容の充実が求められます。

< 具体的取組み >

ア 公共的施設・設備等の環境整備

事業項目	事業内容
公共的建築物等の整備	市役所や公民館など公共施設のみならず、不特定多数の人が利用する公共的施設については「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき整備を促進します。特に、今後建設が予定される施設を含め、主要な公共施設については、きめ細やかな環境整備に努めることとし、オストメイトにも対応できる多目的トイレや障害者等専用駐車場の整備などバリアフリーを推進します。
都市公園の整備	都市公園の整備や改修にあたっては、多目的トイレの設置や段差解消などを順次進め、障害のある人がくつろぐことができる空間の創造に努めます。
周知・啓発への取組み	生活環境の整備には、物理的なバリアフリーとともに、さまざまな場面で、障害のある人の利用等を想定した「心遣い」、いわゆる心のバリアフリーの浸透が不可欠となります。市広報やふれあい・交流等を通じ、物理的バリアフリーと心のバリアフリー両面の啓発に努めます。

イ 住宅整備への支援

事業項目	事業内容
市営住宅の整備	市営住宅の建替えに際しては、段差の解消や要所への手摺りの設置、また緊急警報装置の常設や3階以上の住宅へのエレベーターの設置など、バリアフリーと安全対策の推進に努めます。また、日常生活の安全性を確保するために、福祉対応型の改善に努めます。
各種貸付制度の周知	障害のある人が日常生活における不便さを軽減するため、居宅の改修を行う場合の改修費の助成や生活福祉資金貸付制度等、生活しやすい住宅整備に向けて、制度の周知を図ります。

（2） 外出に向けた支援の充実

< 現状と課題 >

障害のある人が地域社会の一員として、社会参加を促進するには、外出等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図る必要があります。

本市では、障害のある人の移動・交通対策として、福祉タクシー助成事業やストレッチャー付きタクシー運行事業など、外出支援のための各種事業を実施しています。今後もこれら各種制度の積極的な啓発を行い、利用を促進することが必要です。

＜具体的取組み＞

ア 交通安全施設の整備

事業項目	事業内容
交通安全施設の整備	障害のある人の安全確保のため、段差の解消、歩道の拡張、点字ブロックの敷設など交通安全設備の促進の働きかけに努めるとともに、点字ブロック上の放置自動車や障害物等、障害のある人の通行の支障となっている行為について、広報等による市民への積極的な啓発活動を推進します。

イ 移動・外出への支援

事業項目	事業内容
移動手段の確保	車いす使用者や寝たきりの障害のある人等に対する移動の手段として、ストレッチャー付きタクシーの運行を引き続き実施するとともに、上記タクシーも含めたタクシーを重度の障害のある人の移動手段として確保するため、タクシー券の交付によるタクシー料金の負担軽減を図ります。
福祉有償運送運営協議会の設置	NPO法人や社会福祉法人等がサービス提供に際して行う有償運送について、福祉有償運送運営協議会による適切な利便の確保に努めるとともに、サービス提供事業者の適切な事業運営の確保と福祉サービスを利用する身体障害者等の移動制約者への支援を図ります。

（３） 安心安全の確保

＜現状と課題＞

安心して暮らせる地域づくりを進める上で、防犯・防災対策はきわめて重要な課題です。

障害のある人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要となることから、平常時から障害のある人に配慮した防災対策を推進し、災害時に迅速な対応がとれる体制の整備が必要となります。

本市では、平成17年度に光市地域防災計画を策定し、災害時要援護者対策として、社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、障

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

害のある人への支援体制の確保や防災知識の普及啓発、避難所等の生活の場の確保対策等、在宅の障害者やひとり暮らし高齢者などの防災対策の見直し強化を図ることとしています。

また、ひとり暮らしの重度の障害のある人に対する緊急時の通報手段としては、緊急通報装置の給付または貸与を行っています。今後は、こうした取組みに加え、地域住民による自主防災組織の拡充や防犯体制の充実など、地域での支え合いを強化することが求められます。

アンケート調査によると、災害時の避難について「わからない」と回答する人の割合が高く、災害時の避難等について考える機会がこれまでなかったことが伺えます。今後は、災害時の避難等について想定できるよう、制度の周知を図るとともに、広報を行います。

< 具体的取組み >

ア 防災体制の整備

事業項目	事業内容
防災体制の確立	防災関係機関と連携を図りながら、防災訓練の実施や自治会組織を中心とした地域の自主防災組織の育成などにより防災意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員、関係団体等の協力・連携による緊急時連絡体制の整備に努めます。
避難施設等の確保	市広報や防災メール、出前講座等を活用し、防災意識の啓発に努めるとともに、障害のある人等に対応できる避難施設の確保や防災関係機関等に対する要援護者の情報提供、避難時の災害時要援護者に対する支援体制の強化を図ります。合わせて、避難所での安心・安全な生活の支援方法等を検討します。
災害時要援護者支援体制の確立	障害や障害のある人に対する市民の理解と、重度の障害のある人等、災害弱者に対する緊急時の連絡体制の整備や避難所対策など、総合的な防災体制の整備を図るため、光市地域防災計画との整合性を取りながら、災害時要援護者把握事業の周知や支援体制の充実を図ります。

イ 生活安全の確保

事業項目	事業内容
緊急通報体制の充実	ひとり暮らしの重度の障害のある人に対する緊急時の通報手段として緊急通報装置の周知に努め、利用の促進を図ります。
防犯対策の推進	悪質商法等による障害のある人の被害を未然に防止するため、民生委員・児童委員などの協力のもと、警察署等関係機関と連携を取りながら防犯活動の積極的な推進を図るとともに、障害のある人に対する消費者教育の充実と情報提供に努めます。